

小諸市社会福祉協議会職員の昇任申出に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、管理監督者（労働基準法の定義とは異なる）の職務に就いて、強い意思と熱意で取り組もうとする意欲ある職員に対し、自らの申出により管理監督者として登用される機会を与え、職員の意識改革、組織の活性化及び業務能率の向上を図ることを目的とする。

第2章 昇任希望

(登用の範囲)

第2条 登用の職の範囲は、事務局次長職、係長職及び担当係長職とする。

(対象職員)

第3条 前条の職の登用に対し、昇任の希望を申し出ることができる職員は、次のとおりとする。

申出区分	対 象 職 員
事務局次長職	応募時において、係長職1年以上経験の職員
係 長 職	応募時において、担当係長、主任職3年以上経験の職員
担当係長職	応募時において、主任職3年以上経験の職員

(昇任申出の方法)

第4条 昇任を希望する職員は、昇任希望申出書（様式第1号）により、氏名及び昇任を希望する理由、抱負等を800字以内で記述し、事務局長あて提出するものとする。

(選考)

第5条 選考は、書類審査並びに会長及び事務局長等の面接による。

2 昇任希望申出者、申出内容及び選考結果等に関する個人識別情報については公表しない。

(登用)

第6条 会長は、前条の規定により昇任を適当と認めた者を、原則として次期定期異動日をもって登用するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

第3章 その他

(申告書の保管)

第7条 希望申出者、申出内容及び選考結果等に関する個人識別情報については、公表しない。

2 提出された申告書を総務係において保管し、申告書記載内容の秘匿に努めるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

但し、令和5年4月1日までの間は、第3条の昇任の希望を申し出ることができる「対象職員」の条件中、「応募時において」を「昇任予定日において」と読み替えるものとする。